

# ◆◆◆市・県民税申告書作成の手引き◆◆◆

## ■所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		対象となる収入		所得金額の計算方法	
事業所得	営業所得	ア	販売業、製造業、建設業、修理事業、飲食業、サービス業、医師、税理士、外交員、大工などによる収入	収入金額－必要経費－★専従者控除額	①
	農業所得	イ	農産物の生産、果樹の栽培、養鶏および家畜の飼育などによる収入	収入金額－必要経費－★専従者控除額	②
不動産所得		ウ	地代、家賃、貸間代、土地・家屋の権利金などの収入	収入金額－必要経費－★専従者控除額	③
利子所得		エ	公債、社債の利子 預貯金の利子（申告不要）	収入金額＝所得金額	④
配当所得		オ	株式または出資金の配当、協同組合の分配金による収入	収入金額－元本取得のために要した負債の利子	⑤
給与所得		カ	勤務先からの給与、パート代またはアルバイト代、日雇としての賃金	収入金額－給与所得控除額 ◆別表1(速算表)参照	⑥
雑所得	公的年金等	キ	国民年金・厚生年金・恩給など	収入金額－公的年金等控除額 ◆別表2(速算表)参照	⑦
	業務	ク	副業にかかる収入のうち営利を目的とした継続的なもの	収入金額－必要経費	⑧
	その他	ケ	上記以外の報酬、原稿料、印税 生命保険契約等による個人年金など	収入金額－必要経費	⑨
総合譲渡		コ カ サ	不動産（土地・建物等）および株式等 <u>以外</u> の資産の譲渡収入 ※取得の日以後5年以内に譲渡したものは短期譲渡所得となります。	収入金額－資産の取得価額などの経費 －特別控除額  ※特別控除額は短期・長期あわせて50万円が限度です。 ※長期は特別控除後1/2した金額が所得となります。	⑩
一時		シ	賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪の払戻金、生命保険契約等の一時金、ふるさと納税の返礼品などの収入	収入金額－必要経費－特別控除額  ※特別控除額は50万円が限度です。 ※特別控除後1/2した金額が所得となります。	

※上記表中のア～シ、①～⑩は申告書表面右側の「1 収入金額等」、「2 所得金額」の欄に対応しています。

※⑩総合譲渡・一時所得については、申告書裏面に「◆総合譲渡・一時所得に関する事項」欄があります。

## ■事業（営業・農業）、不動産所得がある方

●事業専従者控除額を差し引いた場合は、専従者の「氏名」と「控除額」を記入してください。

⇒申告書裏面「◆事業専従者に関する事項」欄に記入

※事業専従者は、所得が48万円以下でも、扶養親族や同一生計配偶者とはなりません。

※別居の事業専従者がいる場合は、申告書裏面に住所の記載をお願いします。

★専従者控除額：専従者とは申告者と生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、申告者の経営する事業に前年中に6ヵ月超専ら従事した人です。

(1)青色事業専従者給与額……支給した給与額

(2)白色事業専従者控除額……専従者1人につき次の①②のうちいずれか少ない方の金額

①配偶者86万円、その他の親族50万円

②(専従者控除前の事業所得＋不動産所得＋山林所得)÷(事業専従者の数＋1)

●申告書裏面の「◆事業所得、不動産所得収支内訳書」、「◆減価償却費の計算」欄に記載して所得金額の計算をしてください。

◆別表1 給与所得の速算表◆

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額(給与所得控除後の金額)
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	給与等の収入金額－550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	給与等の収入金額÷4(千円未満 端数切捨て)×2.4+100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	給与等の収入金額÷4(千円未満 端数切捨て)×2.8－80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	給与等の収入金額÷4(千円未満 端数切捨て)×3.2－440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	給与等の収入金額×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円 ～	給与等の収入金額－1,950,000 円

所得金額調整控除

下記のいずれかに該当する場合、それぞれの算式で計算した金額が給与所得の金額から控除されます。

★1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ①本人が特別障害者である
- ②23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

【計算式】 控除額＝(給与等の収入額(1,000万円が限度額)－850万円)×10%

★2 申告者に給与所得と公的年金等の雑所得があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得金額の合計額が10万円を超える場合

【計算式】 控除額＝ $\boxed{\text{給与所得(10万円が限度)}} + \boxed{\text{公的年金等の雑所得(10万円が限度)}} - \boxed{10\text{万円}}$

《例》給与所得5万円、公的年金等の雑所得が50万円の場合(5万円+50万円=55万円>10万円)

控除額： $\boxed{\text{給与所得(5万円)}} + \boxed{\text{公的年金等の雑所得(10万円)}} - \boxed{10\text{万円}} = \underline{5\text{万円}}$

給与所得控除後の金額(5万円)－調整控除(5万円)＝給与所得：0円

※★1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

◆別表2 公的年金等にかかる雑所得の速算表◆

年齢	公的年金等の収入金額 A	公的年金等の雑所得の金額 (公的年金等控除後の金額)	年齢	公的年金等の収入金額 A	公的年金等の雑所得の金額 (公的年金等控除後の金額)
65 歳 未 満	～600,000 円	0 円	65 歳 以 上	～1,100,000 円	0 円
	600,001 円～1,299,999 円	A - 600,000 円		1,100,001 円～3,299,999 円	A - 1,100,000 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	A×0.75- 275,000 円		3,300,000 円～4,099,999 円	A×0.75- 275,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	A×0.85- 685,000 円		4,100,000 円～7,699,999 円	A×0.85- 685,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	A×0.95- 1,455,000 円		7,700,000 円～9,999,999 円	A×0.95- 1,455,000 円
	10,000,000 円～	A - 1,955,000 円		10,000,000 円～	A - 1,955,000 円

※S31.1.2以後生まれの方(65歳未満)

※S31.1.1以前生まれの方(65歳以上)

※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり控除額をそれぞれ引き下げる。

・他の所得が1,000万円超～2,000万円以下の場合…10万円

・他の所得が2,000万円超の場合…20万円

■所得から差し引かれる金額(申告書表面 3 所得から差し引かれる金額に関する事項)

⑫雑損控除	<p>前年中、生活用資産に災害や盗難、横領により所得の1/10以上の損失が生じたときや、雪おろし費用など災害の発生を未然に防止するための支出が5万円以上ある場合に、控除される金額です。</p>																						
⑬医療費控除	<p>前年中申告者や申告者と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費(高額療養費等、補てんされる分は除きます。)で、10万円または所得の5/100のいずれか少ない金額を超える部分が控除されます。<b>※事前に合計金額を計算しておいてください。</b></p> <p>★“医療費控除の明細書”の添付が必要です。</p> <p>※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、次の6項目が記載されたものです。①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称)</p> <p>※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署・市から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)</p> <p>■セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) ※特例を選択した場合、従来の医療費控除を受けることはできません。</p> <p>前年中、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行う申告者や申告者と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、従来の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。</p> <p>※特例の適用を受ける場合は、申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除の区分欄に「1」と記載してください。</p>																						
⑭社会保険料控除	<p>申告者が前年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、介護保険料です。</p> <p>★国民年金保険料2年前納分の各年分割控除を受ける場合には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の該当する年分のものを添付してください。</p>																						
⑮小規模企業共済等掛金控除	<p>前年中に支払った小規模企業共済の第一種共済掛金、確定拠出年金法の企業型(個人型)年金加入者掛金および心身障害者扶養共済制度の掛金の金額です。</p>																						
⑯生命保険料控除	<p>前年中に支払われた生命保険料の控除額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="328 1070 1489 1637"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">①〔旧制度〕 平成23年12月31日以前の契約で支払った保険料 ◇生命保険◇ ◇個人年金◇</td> <td>15,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え 40,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え 70,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>35,000円(あわせて70,000円まで)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②〔新制度〕 平成24年1月1日以後の契約で支払った保険料 ◇生命保険◇ ◇個人年金◇ ◇介護医療◇</td> <td>12,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え 32,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え 56,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>③〔新制度〕と〔旧制度〕の両方の契約で支払った場合</td> <td colspan="2">〔①により求めた金額〕+〔②により求めた金額〕 ※生命保険・個人年金・介護医療それぞれの上限は28,000円(あわせて70,000円まで)</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	①〔旧制度〕 平成23年12月31日以前の契約で支払った保険料 ◇生命保険◇ ◇個人年金◇	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額	15,000円を超え 40,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/2+7,500円	40,000円を超え 70,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/4+17,500円	70,000円を超える場合	35,000円(あわせて70,000円まで)	②〔新制度〕 平成24年1月1日以後の契約で支払った保険料 ◇生命保険◇ ◇個人年金◇ ◇介護医療◇	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額	12,000円を超え 32,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/2+6,000円	32,000円を超え 56,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/4+14,000円	③〔新制度〕と〔旧制度〕の両方の契約で支払った場合	〔①により求めた金額〕+〔②により求めた金額〕 ※生命保険・個人年金・介護医療それぞれの上限は28,000円(あわせて70,000円まで)	
保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額																					
①〔旧制度〕 平成23年12月31日以前の契約で支払った保険料 ◇生命保険◇ ◇個人年金◇	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額																					
	15,000円を超え 40,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/2+7,500円																					
	40,000円を超え 70,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/4+17,500円																					
	70,000円を超える場合	35,000円(あわせて70,000円まで)																					
②〔新制度〕 平成24年1月1日以後の契約で支払った保険料 ◇生命保険◇ ◇個人年金◇ ◇介護医療◇	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額																					
	12,000円を超え 32,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/2+6,000円																					
	32,000円を超え 56,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/4+14,000円																					
③〔新制度〕と〔旧制度〕の両方の契約で支払った場合	〔①により求めた金額〕+〔②により求めた金額〕 ※生命保険・個人年金・介護医療それぞれの上限は28,000円(あわせて70,000円まで)																						
⑰地震保険料控除	<p>地震保険契約と平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等にかかる保険料等を前年中に支払われた場合の控除額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="328 1727 1489 2018"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震保険契約のみ</td> <td>支払った保険料の金額×1/2(上限25,000円)</td> </tr> <tr> <td>②長期損害保険契約のみ</td> <td>5,000円以下の場合…支払った保険料の全額 5,000円を超え15,000円以下の場合…支払った保険料の金額×1/2+2,500円 15,000円を超える場合…10,000円</td> </tr> <tr> <td>③地震保険契約と長期損害保険契約の両方ある場合(別契約)</td> <td>合計して上限25,000円 (ただし長期損害保険部分は、上限10,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1つの契約で、地震保険と長期損害保険の両方が備わっている場合は、地震保険控除か、長期損害保険控除か、どちらか一つ(有利な方)を選択します。</p>	保険料の区分	地震保険料控除額	①地震保険契約のみ	支払った保険料の金額×1/2(上限25,000円)	②長期損害保険契約のみ	5,000円以下の場合…支払った保険料の全額 5,000円を超え15,000円以下の場合…支払った保険料の金額×1/2+2,500円 15,000円を超える場合…10,000円	③地震保険契約と長期損害保険契約の両方ある場合(別契約)	合計して上限25,000円 (ただし長期損害保険部分は、上限10,000円)														
保険料の区分	地震保険料控除額																						
①地震保険契約のみ	支払った保険料の金額×1/2(上限25,000円)																						
②長期損害保険契約のみ	5,000円以下の場合…支払った保険料の全額 5,000円を超え15,000円以下の場合…支払った保険料の金額×1/2+2,500円 15,000円を超える場合…10,000円																						
③地震保険契約と長期損害保険契約の両方ある場合(別契約)	合計して上限25,000円 (ただし長期損害保険部分は、上限10,000円)																						

⑱	ひとり親 控除	30万円	未婚のひとり親が生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有し、かつ未婚のひとり親の合計所得が500万円以下である場合に適用されます。ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載(事実婚)がある人は対象外となります。				
	寡婦控除	26万円	前記の「ひとり親」にあたらない人で、申告者本人が合計所得額500万円以下であること。夫と離婚後婚姻せず扶養親族等を有する、あるいは夫と死別後婚姻していない場合に適用されます。ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載(事実婚)がある人は対象外となります。				
⑲	勤労学生 控除	26万円	申告者本人が大学・高校などの学生で勤労所得があり、合計所得が75万円以下で、その所得のうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に該当します。				
⑲	障害者控除 (本人) (扶養親族) (同一生計 配偶者)	※障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族である場合、同一生計配偶者が(老人)控除対象配偶者でない場合でも対象になります。					
		区 分		控除額			
		一般の障害者	特別障害者以外の障害者		26万		
		特別障害者	身体障害者は1・2級、精神障害者は1級、知的障害者はA判定の各手帳取得者。常に就床し複雑な介護を受けている人		30万		
	同居特別障害者	同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、申告者、申告者の配偶者または申告者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人		53万			
⑳	配偶者控除  ㉑ 配偶者 特別控除	申告者と生計を一にしている配偶者で合計所得金額が48万円以下の人を同一生計配偶者といいます。申告者の合計所得金額が1,000万円以下の場合、同一生計配偶者については、配偶者控除または老人配偶者控除をとることができます。	申告者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
			配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
				老人	38万円	26万円	13万円
			配偶者特別 控除	配偶者の合計所得	控除額		
				48万円超～95万円以下	33万円	22万円	11万円
				95万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
				100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
				105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
				110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
				115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
				120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円		2万円			
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円				
	133万円超			0円			
<p>※個人番号(マイナンバー)欄の記載を必ずお願いします。</p> <p>※別居の控除対象配偶者がいる場合は申告書裏面(下段)に住所の記載をお願いします。</p>							
㉒	扶養控除	扶養親族…申告者と生計を一にする親族(配偶者、事業専従者を除く)で、合計所得金額が48万円以下の人が該当します。					
		区 分			控除額		
		一般の控除対象 扶養親族	扶養親族のうち年齢16歳以上の人(平成17年1月1日以前に生まれた人)をいいます。		33万円		
		特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。		45万円		
		老人 扶養 親族	同居老親等 以外の者	控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上(昭和26年1月1日以前生まれ)の人をいいます。		38万円	
同居老親等	老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、申告者等のいずれかと同居を常況としている人をいいます。		45万円				
<p>※個人番号(マイナンバー)欄の記載を必ずお願いします。</p> <p>※別居の扶養親族がいる場合は申告書裏面(下段)に住所の記載をお願いします。</p>							
㉓	基礎控除	申告者の合計所得金額2,400万円以下の場合… <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">43万円</span> ※2,400万円超の場合3段階で減額し、2,500万円超の場合は適用外とされます。					

※控除名の頭についている番号⑱～㉓は申告書表面に対応しています。

## ■ 税額から差し引かれる金額（申告書裏面）

寄附金控除	<p>申告者が前年中に下記の団体へ支払った寄附金がある場合は、寄附金税額控除の対象となります。限度額は総所得金額等の30%です。</p> <p>① 都道府県、市町村または特別区          ② 福井県の共同募金会および日本赤十字社福井県支部          ③ 県内に主たる事務所がある公共法人等（詳細はお問合せください。）          ④ 県内に従たる事務所がある（事務所が県内にないものを含む）公共法人等で福井県知事が指定したもの          ⑤ ①のうち総務大臣がふるさと納税（特例控除）の対象として指定した団体分</p> <p>控除される額の計算は、<math>\{(\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④})-2,000\text{円}\} \times 10\% + (\text{⑤}-2,000\text{円}) \times (90\% - \text{『あなたに適用される所得税の最高税率} \times 1.021\text{』})</math> ただし、下線の部分の限度額は市・県民税所得割額の20%です。</p> <p>※対象となる寄附金がある場合は、申告書裏面「<b>■寄附金に関する事項</b>」欄に金額を記載してください。</p>
配当割額 または 株式等譲渡 所得割額	<p>一定の上場株式等の配当所得や「源泉徴収あり」を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡にかかる所得については、分離課税が行われ「配当割」または「株式等譲渡所得割」として、源泉徴収（特別徴収）されているので、原則申告は不要です。</p> <p>しかし、納税義務者ご本人の選択により所得の申告を行う場合、税額から差引いて計算しますので、申告書裏面「<b>■配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項</b>」欄に金額を記載してください。</p>
住宅ローン 控除	<p>市・県民税における控除額は、「住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額」と「所得税の課税総所得金額等の額の5%」のどちらか少ない額（限度額 97,500 円）です。原則として手続きは不要ですが、確定申告または勤務先で年末調整をしている必要があります。</p> <p>★平成 26 年 4 月 1 日以降に入居し、かつ消費税等の税率が 8%または 10%の場合は、限度額（136,500 円）が変わります。</p> <p>※申告書に記載欄はありません。</p>

## ■ 上場株式等に係る配当等の課税方式の選択（申告書裏面）

上場株式等の配当等所得および譲渡所得等（源泉徴収を選択した特定口座分）について、所得税では分離課税で申告をしたとしても、市・県民税では申告不要制度を選択し、総所得金額（合計所得金額）に含めないようにすることができます。

申告不要制度を選択する場合は、納税通知書が到達する（給与特別徴収の方は5月上旬、普通徴収の方は6月上旬）までに、申告書裏面「**■上場株式等に係る配当等についての課税方式の選択**」欄にチェックを入れて提出してください。申告書とあわせて提出が必要な書類については、6ページをご覧ください。

※同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、配当等所得のみを申告不要とすることはできません。

※申告不要を選択された場合は、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。

## ● 収入がなかった方（申告書裏面）

- 病気療養中であつたり、誰かに扶養されていて収入がなかった人
- 失業保険、非課税の年金（遺族年金、障害年金など）の給付を受けていた人

⇒ 申告書裏面「**●収入がなかった方**」欄に記入をお願いします。

（国民健康保険税などの算定に必要となりますので、収入のない方も申告をしてください。）

## 申告に必要なもの

- 所得の計算に必要な帳簿書類（※申告書裏面にある収支内訳書の作成をお願いします。）
  - ※現金出納簿・売上帳・仕入帳・経費帳などの記帳が義務化されています。
- 給与収入のある人は、源泉徴収票（または、給与明細）
- 申告する本人の「マイナンバーカード」または「番号通知カードと免許証等」の身分証明書

### ◎各種所得控除を受ける場合は、その証明書等

<input type="checkbox"/> 雑損除除	支払事実を証する書類、災害関連支出の明細書
<input type="checkbox"/> 医療費控除	医療費控除(セルフメディケーション税制)の明細書(医療費の領収書等)、補てん金額が分かる書類（※明細書の作成をお願いします。）
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他社会保険料の支払金額が分かる書類(国民年金保険料控除証明書等)
<input type="checkbox"/> 生命・地震保険料控除	保険会社発行の申告用控除証明書
<input type="checkbox"/> 障害者控除	障害者手帳等の証明書
<input type="checkbox"/> 寄附金控除	寄附金の受領書
<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	学生証等在学を証明する書類

### ◎上場株式等に係る配当等の課税方式の選択に関する書類

- 確定申告書の控えの写し(一表～三表)
- 配当所得や株式譲渡所得等に関する書類の写し(特定口座年間取引報告書、支払通知書等)

### ※上場株式等に係る譲渡損失の繰越額が所得税と市・県民税で異なる場合

- 確定申告書の控えの写し(四表、附表)
- 繰越控除明細書

★明細書の様式は市ホームページ「上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択について」からダウンロードできます。